

答申の概要（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔平 29-職 5〕

第 1 当審査会の結論

諮問に係る下記の表現活動 1 ないし 4 は、いずれも大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 項各号に掲げる表現活動に該当するとともに、条例第 2 条第 1 項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当する。

記

（表現活動 1）

平成 28 年 9 月に大阪市内で弁士 A、弁士 B 及び弁士 C を含む複数の弁士により行われた街宣活動（以下「本件街宣活動」という。）のうち、弁士 A により行われた街宣活動（以下「本件表現活動 1」という。）

（表現活動 2）

本件街宣活動のうち、弁士 B により行われた街宣活動（以下「本件表現活動 2」という。）

（表現活動 3）

本件街宣活動のうち、弁士 C により行われた街宣活動（以下「本件表現活動 3」という。）

（表現活動 4）

インターネット上の動画投稿サイト「ニコニコ動画」(<https://www.nicovideo.jp/>。以下「本件動画サイト」という。)において、本件街宣活動の一部を記録した動画（以下「本件動画」という。）を投稿し、特定の URL で表示される本件動画サイト内のウェブページ（以下「本件ウェブページ」という。）に本件動画及びそのタイトル・説明文等（以下「本件動画等」という。）を掲載し、不特定の者から投稿されたコメント（以下「本件コメント」という。）とともに不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動 4」といい、本件表現活動 1 ないし 4 を併せて「本件表現活動」という。）

第 2 結論に至った理由

1 本件街宣活動に係る表現活動の主体について

本件街宣活動は、平成28年9月に大阪市内で複数の弁士により行われた街宣活動である。

本件街宣活動は、特定の団体（以下「本件団体」という。）により、条例に反対することを主題とする街宣活動を実施することを明らかにして、事前にインターネット上で呼び掛けを行った（以下「事前告知」という。）上で参加者を募って開催されたものであり、実際に、本件街宣活動においては、参加した者が当該主題についてそれぞれの主張を述べていることが認められる。また、事前告知においては、主催の欄に本件団体の名称が、責任者の欄に弁士Aの氏名が記載されているほか、支援依頼の欄には本件団体名義の銀行口座に係る口座情報が記載されていた。これらのことから、一見すると、本件街宣活動は本件団体による行為であるものと考えられる。

しかしながら、本件動画により弁士A、弁士B及び弁士Cの発言等を当審査会が確認したところ、本件団体が主催する街宣活動である旨に言及する表現活動については確認できなかった。

また、弁士Aによると、下記3(2)アのとおり、本件街宣活動の他の参加者に関して、各々の発言内容や街宣活動のルールなどについて事前の打合せは行っておらず、さらに、ほとんどの参加者はハンドルネームを使用して参加しており、連絡先も聞いていなかったことから、他の参加者の氏名や連絡先は知らなかったとのことである。

なお、下記3(2)イ及びウのとおり、弁士B及び弁士Cは、所在が判明しない。

上記のことを総合的に勘案すると、本件街宣活動は、本件団体による統率のとれた街宣活動ではなく、集まった者が思い思いにそれぞれの主義主張を述べているに過ぎないことが認められる。

これらのことから、当審査会は、本件街宣活動は団体による活動ではないと判断した。

以上を踏まえて、当審査会は、本件表現活動1は弁士Aにより、本件表現活動2は弁士Bにより、本件表現活動3は弁士Cにより、それぞれ行われた独立の表現活動であり、また、本件表現活動4についても、本件街宣活動の一部を記録した動画であることから、独立した表現活動であるものと認めることとした。

以下、本件表現活動1ないし4のそれぞれについて、条例第5条第1項各号のいずれかに該当するものであるかどうか、また、同項各号のいずれかに該当する場合には、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチに該当するものであるかどうかを検討していくこととした。

2 本件表現活動4の調査審議対象について

(1) 調査審議の対象とする本件動画等について

本件動画等の内容は、随時、追加や削除による変更（動画については削除のみ）が可能であることから、本件動画等の調査審議に当たっては、どの時点のものを対象とするかが問題となるが、随時変更されることがある本件動画等の内容について、当審査会の答申時までの変更経過を逐次確認し、その変遷も含めてすべて調査審議の対象としていくことは、当審査会における調査審議を複雑・困難化させることから、本件表現活動に関する情報を大阪市に提供した者からの情報提供を受けて大阪市長の補助組織である大阪市市民局（以下「市民局」という。）において確認した平成29年5月23日時点、同年6月7日時点、同月8日時点、同月12日時点及び同月13日時点における本件動画等の内容を調査審議の対象とすることとした。

(2) 条例の適用関係について

本件動画等は、本件ウェブページで視聴できない状態になっていることが、令和3年6月27日の時点で市民局により確認されているが、少なくとも平成29年5月23日、同年6月7日、同月8日、同月12日及び同月13日の時点においては、本件動画等が不特定多数の者により視聴できる状態に置かれていたことに鑑み、引き続き調査審議を行った。

(3) 本件コメントについて

本件ウェブページには、本件動画等の他に、不特定の者から投稿された本件コメントが掲載されているが、本件コメントは、基本的には本件動画等に付随するものとして一体となって視聴対象となっており、本件動画等の存在を前提とし、その内容と相まって一定の意味内容を持つものであって、本件動画等を前提としない場合にはその意味内容の受け止められ方が異なってくるものもあると考えられる。

一方、条例第11条では「この条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない」と規定されており、本件において条例第5条第1項各号該当性やヘイトスピーチ該当性を調査審議するに当たっては、本件コメントの投稿者の表現の自由を不当に侵害しないよう留意することが求められている。以上の点を考慮し、大阪市になされた情報提供の対象が本件コメントではなく本件動画等とされている本件においては、本件表現活動4の条例第5条第1項各号該当性やヘイトスピーチ該当性の調査審議は、まず本件動画等について行うこととし、その上で、本件動画等の該当性について直ちに判断し難い場合その他特段の事情がある場合には、本件ウェブページでは不特定の者によって本件動画等に関するコメント

を投稿することができることとなっていることを踏まえ、本件動画等と本件コメントとの関係や本件コメントによる本件動画等への影響について検討することとした。

3 本件表現活動に係る関係人からの意見等

(1) 申出人

本件表現活動は、ヘイトスピーチと考えられるものとして、大阪市に提供された情報をもとに、条例第6条第1項に基づき大阪市長の職権で諮問されたものであるため、条例第5条第2項に規定する申出にかかる申出人は存在しない。

(2) 本件表現活動を行ったもの

ア 弁士A

弁士Aの意見は、条例第9条第2項に基づき提出された令和6年1月4日付けの意見書から、概ね次のとおりである。

- ・当時、大阪市内で行った街宣活動を録画した動画（以下「当該動画」という。）をアップロードしたが、数年前に当該動画には不適切な表現が含まれていることを認識し、全て自主的に削除した。
- ・当該動画は、現在、インターネット上に存在しておらず、本件動画等を特定するものとして、機会付与通知書には本件動画等のURLしか記載されていないため、当該機会付与通知書に記載されたURLの動画が、当該動画と同一かどうかは確認できていない。
- ・他の参加者に関しては、ほとんどの参加者がハンドルネームで参加しており、連絡先も聞いていないため、他の参加者の氏名や連絡先は分からない。
- ・他の参加者の発言内容に関して、事前に各々の発言内容や街宣活動のルールなどについて打合せは行っていない。よって、参加者の発言内容全てに、私が賛同しているわけでも同意しているわけでもない。また、8年も前のことであるため、参加者が何を言ったかについても覚えていない。しかし、当該機会付与通知書に記載されているURLの動画が数年前に私がアップロードした動画であるならば、当該動画をインターネット上にアップロードした責任は、全て私にある。
- ・当該動画は、数年前に既に削除されているが、当該動画に含まれていた表現活動によって心を傷つけられた方々及び関係者の皆様に対し、心よりお詫び申し上げます。本当に申し訳ない。

イ 弁士B

弁士Bに対する意見提出等の機会の付与について、当審査会でインターネット上の情報を調査したものの、弁士Bの所在の特定に資する情報は得られなかった。

そこで、本件街宣活動とは別の特定の街宣活動に弁士Bとともに参加している者のうち、住所又はメールアドレスが判明している者に、弁士Bの所在に関する情報提供を求めたところ、そのうちの1名から所在に関して不知との回答があり、それ以外の者からは回答がなかった。

次に、弁士Bの所在を確認するため、当審査会は、弁士Aに対し、意見提出等の機会において個別に確認したところ、上記アのとおり所在に関して不知との回答があった。

本件に関し、このほかには弁士Bの所在の特定に資するような情報も見当たらないことから、弁士Bについては、同項ただし書の「所在が判明しないとき」に該当するものとした。

ウ 弁士C

弁士Cに対する意見提出等の機会の付与について、当審査会でインターネット上の情報を調査したところ、弁士Cが開設したものと考えられるウェブページが複数認められたため、それらの連絡先に対し、当審査会から同項に基づく意見提出等の機会を付与するために、弁士Cの所在に関する情報（以下「本件所在情報」という。）が必要となることを説明した上で、本件所在情報の提供を求めたが、回答はなかった。

また、本件街宣活動とは別の特定の街宣活動に弁士Cとともに参加している者のうち、住所又はメールアドレスが判明している者に、本件所在情報の提供を求めたところ、そのうちの1名から所在に関して不知との回答があり、それ以外の者からは回答がなかった。

次に、弁士Cの所在を確認するため、当審査会は、弁士Aに対し、意見提出等の機会において個別に確認したところ、上記アのとおり所在に関して不知との回答があった。

本件に関し、このほかには弁士Cの所在の特定に資するような情報も見当たらないことから、弁士Cについては、同項ただし書の「所在が判明しないとき」に該当するものとした。

エ 本件表現活動4を行ったもの

本件表現活動4を行ったものに対する意見提出等の機会について、当審査会でインターネット上の情報を調査したものの、本件表現活動4を行ったものの所在の特定に資する情報は得られなかった。

次に、本件表現活動4を行ったものの所在を確認するため、当審査会

は、弁士Aに対し、意見提出等の機会において個別に確認したところ、上記アのとおり当該動画を本件動画サイトにアップロードしたが、既に全て自主的に削除しているため、当該動画が本件動画等と同一かどうかはわからないとのことであった。

以上より、本件表現活動4を行ったものについては、条例第9条第2項ただし書の「所在が判明しないとき」に該当するものとした。

4 本件表現活動の条例第5条第1項各号該当性について

(1) 本件表現活動1ないし3について

本件表現活動1ないし3が、大阪市内で行われたことは本件動画から明らかなので、条例第5条第1項第1号に該当する。

(2) 本件表現活動4について

条例第5条第1項第2号イは「本市の区域内で行われたヘイトスピーチの内容を本市の区域内に拡散するもの」と規定しているところ、本件表現活動4は、大阪市内で行われた本件表現活動1ないし3を含む本件街宣活動の内容を投稿・掲載し、拡散するものであり、下記5ないし7に記載のとおり、本件表現活動1ないし3はヘイトスピーチに該当すると認められることから、本件表現活動4は、条例第5条第1項第2号イに該当する。

5 本件表現活動1のヘイトスピーチ該当性について

(1) 本件表現活動1の条例第2条第1項第1号該当性について

本件表現活動1には、次のような内容が含まれる。

- ・ 関東大震災の死者の14万人のうち、13万人が震災そのものではなく、「朝鮮人」の放火で亡くなったとし、一般的に在日韓国・朝鮮人に対して差別的な意味で用いられる文言（以下「本件蔑称」という。）は、震災後の混乱の中で放火を繰り返し、略奪、暴行、強姦（ごうかん）などを行ったなどとした上で、「朝鮮人」は混乱期になるとそういうことを喜んでやってしまうという旨の発言
- ・ 終戦直後の朝鮮戦争によって、数十万人の「朝鮮人」難民が日本にやってくるおり、彼らは本来であれば正規の手続を経ず居住している者（以下「無手続居住者」という。）であることから、本国に送り返さなければならないが、日本に残るために突然日本人によって差別されてきたと言い始めたという旨の発言

関東大震災に関する発言については、内閣府の資料（災害教訓の継承に関する専門調査会報告書：平成18年及び平成21年）によると、関東大震災の死者及び行方不明者は約10万5,000人と記載されており、出火原因の半

数以上がかまど、七輪などの炊事用の火気とされているにもかかわらず、関東大震災の死者約14万人のうち13万人が在日韓国・朝鮮人による放火で生じたものであるとしている。加えて、「朝鮮人」について、本件蔑称を用いて、震災などの混乱期に放火、略奪、暴行、強姦などを喜んでやっつてしまうと根拠も示さずに決めつけている。

次に、朝鮮戦争時の発言については、当時の新聞記事等によると、朝鮮戦争前後に不法に入国した韓国・朝鮮人について約10万人～40万人とも報道されており、当時の不法入国者に限って本国に送り返すべきという発言は、当時の状況について見解を述べたものにとどまる。しかしながら、当時の韓国・朝鮮人について、日本に残るために突然日本人によって差別されてきたと言い始めたという発言は、韓国・朝鮮人が戦前から差別の対象であり、また、戦前日本に在住していたが一時的に朝鮮半島に移住し、再度日本に戻ってきた韓国・朝鮮人も存在していたと思われ、事実と反すると考えられる。

以上より、本件表現活動1は、在日韓国・朝鮮人一般の社会的評価を貶めている。

また、これらの表現は、マイクを通じて拡声されており、その多くが、不特定多数の者に訴えかけるような口調で行われている。

こうした表現の内容及び態様から、当該訴えの内容を視聴した者が、同内容に同意し、同内容を踏まえた、在日韓国・朝鮮人一般に対する憎悪や差別の意識を持つことを企図していると認められる。

以上を勘案すると、本件表現活動1は、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪又は差別の意識をあおることを目的とするものであることが明らかに認められ、本件表現活動1は、条例第2条第1項第1号ウに該当する。

(2) 本件表現活動1の条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件表現活動1では、上記(1)で述べたとおり、根拠も示さずに関東大震災の死者及び行方不明者約14万人のうち13万人が在日韓国・朝鮮人による放火で生じたものであると決めつけるなどしており、在日韓国・朝鮮人への誹謗中傷が繰り返されている。

また、当該表現が不特定の者が視聴できる環境下で、マイクを通じて拡声する方法でなされており、周辺にいた人々、あるいは通りかかった人々が上記(1)で述べた文言を聞き取ることができたことから、本件表現活

動1は、在日韓国・朝鮮人一般の社会的評価を貶めているといえることができる。

以上より、本件表現活動1は、在日韓国・朝鮮人一般を相当程度侮蔑し又は誹謗中傷するものであると認められる。

したがって、本件表現活動1は、条例第2条第1項第2号アに該当する。

(3) 本件表現活動1の条例第2条第1項第3号該当性について

本件表現活動1は、大阪市内の不特定多数の者が往来する公道で、拡声器を用いて行われたものであり、不特定多数の者が本件表現活動1を知り得る場所及び方法で行われたと認められる。

よって、本件表現活動1は条例第2条第1項第3号に該当する。

(4) 小括

したがって、本件表現活動1はヘイトスピーチに該当する。

6 本件表現活動2のヘイトスピーチ該当性について

(1) 本件表現活動2の条例第2条第1項第1号該当性について

本件表現活動2には、次のような内容が含まれる。

- ・北朝鮮の現状に言及しようとした集会に朝鮮総連が集団で威力を用いて妨害しようとし、機動隊が出動する騒ぎになった旨を述べた上で、「朝鮮人」や朝鮮総連が治安を攪乱（かくらん）するおそれが十分にあり、機動隊を多数出動しなければならないような事態を起こす民族や団体を危険な存在とみなすのは当然であるという旨の発言
- ・周囲を警備する警察に対して、本件街宣活動に反対する面前の者（以下「本件反対者」という。）の顔を覚えておくように述べた上で、本件反対者は、日本の治安を攪乱し、共産主義者と「朝鮮人」の結びついた犯罪者集団であるという旨の発言
- ・「朝鮮人」は強制連行があったことを認めさせることにより、かわいそうな売春婦の子孫と、また、自分の国の女性や子どもを守れないような、ふがいなく、意気地がないと、世界に向かって自己宣伝している恥ずかしい国民である旨の発言

当審査会において調査したところ、令和元年5月の第198回国会における朝鮮総連による対日有害活動等に関する質問に関する答弁書では、平成6年8月、大阪府警において、あるグループが開催した集会を威力を用いて妨害したとして、朝鮮総連の構成員らを威力業務妨害罪で検挙したことがあるとの記載があるものの、一部の朝鮮総連の構成員が起こした暴力事件のみをもって、「朝鮮人」が治安を攪乱する民族で危険な存在であると述べている。

また、本件反対者に対して、根拠も示さずに、「朝鮮人」と決めつけ、治安を攪乱し、犯罪者集団と述べたことは、当該個人らの個別の事情に着目したのではなく、一般的に、在日韓国・朝鮮人とみるや、それが誰であれ、必ず治安を攪乱すると、また、犯罪者集団であると述べていることと何ら変わるところはない。

さらに、「朝鮮人」はかわいそうな売春婦の子孫と、また、自分の国の女性や子どもを守れないようなふがいなく、意気地がないと、世界に向かって自己宣伝している恥ずかしい国民であるとし、在日韓国・朝鮮人一般の評価を貶めようとしていることから、在日韓国・朝鮮人を侮蔑する意図が明確に認められる。

以上より、本件表現活動2は、在日韓国・朝鮮人一般の社会的評価を貶めている。

また、これらの表現は、マイクを通じて拡声されており、その多くが、不特定多数の者に訴えかけるような口調で行われている。

こうした表現の内容及び態様から、当該訴えの内容を視聴した者が、同内容に同意し、同内容を踏まえた、在日韓国・朝鮮人一般に対する憎悪や差別の意識を持つことを企図していると認められ、本件表現活動2は、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪又は差別の意識をあおることを目的とするものであることが明らかに認められる。

したがって、本件表現活動2は、条例第2条第1項第1号ウに該当する。

(2) 本件表現活動2の条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件表現活動2では、上記(1)で述べたとおり、「朝鮮人」が治安を攪乱する民族で危険な存在と決めつけるなどしており、在日韓国・朝鮮人への誹謗中傷が繰り返されている。

また、当該表現が不特定の者が視聴できる環境下で、マイクを通じて拡声する方法でなされており、周辺にいた人々、あるいは通りかかった人々が上記(1)で述べた文言を聞き取ることができたことから、本件表現活動2は、在日韓国・朝鮮人一般の社会的評価を貶めているといえることができる。

以上より、本件表現活動2は、当該個人らに限らず、在日韓国・朝鮮人一般を相当程度侮蔑し又は誹謗中傷するものであると認められる。

したがって、本件表現活動2は、条例第2条第1項第2号アに該当する。

(3) 本件表現活動2の条例第2条第1項第3号該当性について

本件表現活動2は、大阪市内の不特定多数の者が往来する公道で、拡声器を用いて行われたものであり、不特定多数の者が本件表現活動2を知り得る場所及び方法で行われたと認められる。

よって、本件表現活動2は条例第2条第1項第3号に該当する。

(4) 小括

したがって、本件表現活動2はヘイトスピーチに該当する。

7 本件表現活動3のヘイトスピーチ該当性について

(1) 本件表現活動3の条例第2条第1項第1号該当性について

本件表現活動3には、次のような内容が含まれる。

- ・在日韓国人に関する韓国兵役庁の見解を述べた上で、一時滞在者はいつかは帰国するのが当然という旨の発言
- ・異国に渡れば帰化をするのが当然であり、それを頑なに拒んできた在日韓国人は祖国への帰国事業を待っていたとし、韓国政府が帰国要請を出せば、在日韓国人、韓国政府、日本政府も全てが喜ぶ帰国事業が実現する旨の発言

このように、一見、日韓政府は在日韓国人の帰国事業を実施すべきという政策提言のようにも考えられるが、在日韓国人は祖国への帰国事業を待っていたとするのは、多くの在日韓国人は日本に永く定住しているという実情を顧みず、あえて皮肉ともとれる表現を用いて、一般的に、在日韓国人すべてが韓国に帰国することを望んでいると決めつけている。

さらに、あえて一時滞在者や全ての関係者が喜ぶという表現を用いて、在日韓国人は一時滞在者であるから、いつかは帰国するのが当然とし、全ての関係者が喜ぶ帰国事業が実現するなど述べていることから、本件表現活動3は在日韓国人は日本から出て行くべきと言っていることと何ら変わることはない。

以上より、本件表現活動3は、在日韓国人一般を日本社会から排除すること、また、日本国内において居住することを認められた在日韓国人一般が享受する基本的人権である、居住移転の自由を制限することが目的であることが認められる。

また、これらの表現は、マイクを通じて拡声されており、その多くが、不特定多数の者に訴えかけるような口調で行われている。

こうした表現の内容及び態様から、当該訴えの内容を視聴した者が、同内容に同意し、同内容を踏まえた、在日韓国人一般に対する憎悪や差別の意識を持つことを企図していると認められる。

以上を勘案すると、本件表現活動3は、在日韓国人一般を日本社会から排除し、権利や自由を制限すること、また、在日韓国人に対する憎悪又は差別の意識をあおることを目的とするものであることが明らかに認められる。

したがって、本件表現活動3は、条例第2条第1項第1号ア、イ及びウのいずれにも該当する。

(2) 本件表現活動3の条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件表現活動3では、上記(1)で述べたとおり、あえて一時滞在者及び皮肉ともとれる表現を用いて、在日韓国人は日本から出て行くべきと述べることと同様といえる内容及び態様の主張を行っている。

また、当該表現が不特定の者が視聴できる環境下で、マイクを通じて拡声する方法でなされており、周辺にいた人々、あるいは通りかかった人々が上記(1)で述べた文言を聞き取ることができたことから、本件表現活動3は、在日韓国人一般の社会的評価を貶めているといえることができる。

以上より、本件表現活動3は、在日韓国人一般を相当程度侮蔑し又は誹謗中傷するものであると認められる。

したがって、本件表現活動3は、条例第2条第1項第2号アに該当する。

(3) 本件表現活動3の条例第2条第1項第3号該当性について

本件表現活動3は、大阪市内の不特定多数の者が往来する公道で、拡声器を用いて行われたものであり、不特定多数の者が本件表現活動3を知り得る場所及び方法で行われたと認められる。

よって、本件表現活動3は条例第2条第1項第3号に該当する。

(4) 小括

したがって、本件表現活動3はヘイトスピーチに該当する。

8 本件表現活動4のヘイトスピーチ該当性について

本件表現活動4は、本件表現活動1ないし3の内容を含む本件街宣活動の一部を大阪市内に拡散する行為である。

本件表現活動4は、本件表現活動1ないし3と、その目的及び表現の内容の意味するところについて同様であると認められ、かつ、インターネット上のウェブページにおいて、不特定多数の者がその内容を知り得る状態に置かれていたと認められることから、本件表現活動4は、条例第2条第1項各号

に該当する。

したがって、本件表現活動4はヘイトスピーチに該当する。

9 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過
平成29年度 平29-職5

年 月 日	経 過
平成 29 年 10 月 26 日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
平成 29 年 10 月 26 日	調査審議（論点整理）
令和 3 年 7 月 19 日	調査審議（論点整理）
令和 3 年 10 月 13 日	調査審議（論点整理）
令和 4 年 6 月 6 日	調査審議（論点整理）
令和 4 年 7 月 12 日	調査審議（論点整理）
令和 5 年 11 月 28 日	調査審議（論点整理）
令和 5 年 12 月 12 日	調査審議（論点整理）
令和 6 年 1 月 4 日	弁士 A から意見書の提出
令和 6 年 2 月 8 日	調査審議（論点整理）
令和 6 年 5 月 8 日	調査審議（論点整理）
令和 6 年 6 月 12 日	調査審議（答申案）
令和 6 年 6 月 19 日	調査審議（答申案）
令和 6 年 6 月 27 日	答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無）